

共 通 仕 様 書

この共通仕様書は、刈谷市と自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）との間において、事業者募集に係る仕様及び条件等について統一的な解釈及び運用を図るためのものである。なお、この共通仕様書のほか、各物件の特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- （１）自動販売機本体の大きさは、特記仕様書に定める貸付面積内に設置できるものとする。
- （２）機種は、省電力、ノンフロン対応など環境に十分配慮した省エネ型自動販売機とする。
- （３）新旧５００円硬貨及び新旧１，０００円紙幣が使用できること。また、今後新５００円硬貨及び新１，０００円紙幣が発行されたときは、使用できるよう速やかに対応すること。
- （４）自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する工事、移転等の費用については、事業者負担とする。
- （５）自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全面を考慮して設置すること。また、刈谷市と協議の上、適切な転倒防止対策を施すこと。その際、できる限り既存施設の躯体等に負担がかからない方法で設置すること。
- （６）自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
また、ゴミについては自社のゴミだけでなく、回収ボックスに入っているゴミ及びその周囲に散乱しているゴミ等も回収し、周囲の清掃を心がけること。
- （７）自動販売機の故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、事業者の責任において対応すること。

2 販売品目等の条件

- （１）販売品目は、清涼飲料水、牛乳等とし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水も含む。）の販売は行わないこと。また、特記仕様書に指定がある場合を除き、缶、ビン、ペットボトル等の密閉式の容器とすること。

(2) 販売価格は標準販売価格以下とすること。

(3) 商品の具体的な構成については、事前に刈谷市の確認を得ること。

3 維持管理責任

(1) 刈谷市は、当該自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わず、事業者の責任により維持管理すること。

(2) 事業者は、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(3) 事業者は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、刈谷市の責に帰さない事由による場合は、事業者が補償すること。

(5) 事業者は、機種の変換を行う場合は、あらかじめ刈谷市に申し出た上で、刈谷市の承諾を受けなければならない。

(6) 刈谷市は、刈谷市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

4 報告書の提出

(1) 事業者は、月別の自動販売機の売上状況を半年ごとに次のとおり刈谷市に報告すること。

ア 売上状況（様式6）

（ア）販売個数（個）

（イ）売上額（円）

イ 報告期限

（ア）10月～3月分：4月末まで

（イ）4月～9月分：10月末まで

(2) 事業者は、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等を速やかに刈谷市に報告すること。

5 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、入札により決定した金額に電気料金の実費相当額（様式7）を加算した額とする。
- (2) 電気料金は、事業者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算出した額とし、小数点未満は切り捨てとする。
- (3) 事業者は、刈谷市が発行する納入通知書により、契約書で定める期限までに貸付料を納入すること。

6 その他

- (1) 事業者は、自動販売機を設置する前に設置予定機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 施設の改修工事等刈谷市の都合により、自動販売機の営業に支障が出る場合の対応については、刈谷市と事業者で協議の上定めるものとする。
- (3) この共通仕様書及び特記仕様書、自動販売機設置に係る市有財産有償貸付契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度刈谷市と事業者で協議の上定めるものとする。